

財務省告示第四百八十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平

成十六年十月二十五日に発行した利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十六年十一月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第十六

回）

二 発行の根拠 平成十六年度における財政運営

の法律及びその 関する法律（平成十六年法律第

二 十二号）第二十一条及び財

政融資金特別会計法（昭和二

十 六年法律第一百零九号）第十

一 項並びに国債整理基金特別

会 計 法（明治三十九年法律第

二 号）第五条第一項及び第五

社 債 等 の 振 替 に 関 す る 法 律（平

成 十 三 年 法 律 第 七 十 五 号。以 下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機 関 は 日 本 銀 行 と す る。

利 回 り を 競 争 に 付 し て 行 わ れ

入 札（以下「利回り競争入札」と

と いう。）による発行（以下「利

回 り 競 争 入 札 発 行」という。）及

び 利 回 り 競 争 入 札 の 募 入 の 決 定

を 財 務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参

加 者 と し て 行 わ れ る 入 札 で あ

て 財 務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参

加 者 と し て 行 わ れ る 入 札 の 募 入

も の 以 下「国債市場特別参加

者」による発行（以下「国債市

場」による発行（以下「国債市

場」による発行（以下「国債市

場」による発行（以下「国債市

場」による発行（以下「国債市

場」による発行（以下「国債市

場」による発行（以下「国債市

場」による発行（以下「国債市

場」による発行（以下「国債市

五

募入決定の
方 法

イ

争利回り競

場特別参加者・第
一非価格競争
入札発行」とい
う。

ロ

国債市場

り当てる。その
応募額を順次割

六

イ
発
争利回り競

行入札競

額面金額で四千
九百九十三億円

行争入札競

うちの平成十六
年度の発行の特

例等に關する法
律第二十一条項

の規定に基づき
発行した付利財

債に於いては、
金額は、三、千

六十八億四千二
百四十万、一、

政融資金の特別
会計法第十一条

第一項の規定に
基づき発行した

利付債に於いて
は、金額は、

計法第五条第一
項の規定に基づ

き発行した利付
債について

は、額面金額で
九百二十四億

千七百六十万円
である。

国債整理基金特
別会計法第五条

ノ二の規定に基
づく発行した利

付債について、
額は、

十三億円である
。

口

国債市場

は、額面金額で
九百二十四億

七

イ
払
争利回り競

四千九百九十三
億円

行争入札競

うちの平成十六
年度の発行の特

例等に關する法
律第二十一条項

の規定に基づき
発行した付利財

債に於いては、
金額は、三、千

六十八億四千二
百四十万、一、

Table with 5 columns and multiple rows of text. The columns are labeled with Roman numerals (五, 六, 七) and sub-labels (イ, ロ). The text describes financial regulations and market conditions, including terms like '国債市場', '特別参加者', and '発行額'.

口

八
九
振替単位
最
低
額
面
金

十
三
十
二
十
一
発
行
行
日
の
経
過
利
子
払
込
み

五
万
円

六
十
三
億
円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最も額の金と
す。整数倍の金額によるものと

(一) 平成十六年十月二十五日
平成一六年十月二十五日
額・金額百円につき百円
年二・五パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、募入決定の通知を受けた者
式により算出した金額を加え、次の算
式により算出した金額を第二

むもの特参加者。ただし、国債
市場特別参加者の決定の通知を
競争入札の募入決定の競争入札
受けた者は、利回り競争入札
発行分と国債市場特別参加
者・第非価格競争入札発行
分とを分けて算出するものと
する。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{2.5}{100} \times \frac{35}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとして振替口座簿中の口の
座に記載又は記録されるものの

十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
初期利子	第二期以後の利子	償還金額	償還金額	元利支	払場所	入札参加者

については、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人に適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

平成十七年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を支払い期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成四十六年九月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成十六年十月二十五日